

滋賀県薬業技術振興センター試験検査機器貸出規程

1 目的

この規程は、滋賀県薬業技術振興センター(以下「センター」という。)で管理する試験検査機器(以下「機器」という。)の有効活用や製薬企業等の技術力向上を目的とした機器の貸し出しについて必要な事項を定める。

2 貸出対象者

機器の貸出対象者は、原則として、滋賀県内において医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品および体外診断用医薬品の製造販売業許可または製造業許可(登録)を受けた者とする。

3 対象機器

貸出対象とする機器は、別表に掲げる機器とする。

4 利用者の義務

- (1) 機器の貸出しを受け、使用する者(以下「利用者」という。)は、適切に機器を管理すること。
- (2) 機器の設定および添付機材等は、貸出初期の状態で返却すること。

5 使用料

使用料は、滋賀県行政財産使用料条例の規定に基づき、機器ごとに別表に掲げる額とする。

6 手続等

- (1) 機器の貸出しを受けようとする者は、事前に「試験検査機器予約サイト」または電話等で使用日時の予約をすること。
- (2) 別表中に「要承認」と記載された機器の貸出しを受けようとする者は、使用目的、使用日時、使用方法・手順、使用者のスキル等を記載した使用計画書をセンターに提出し、承認を受けた後に予約をすること。ただし、当センター主催のセミナーにて使用する場合を除く。
- (3) センターの事業で機器を使用する場合、機器のメンテナンス等により使用できない場合、機器の使用計画書が承認できない場合は、当該機器の貸出しは行わない。
- (4) 利用者は予約日に、「試験検査機器予約サイト」から送信される予約情報登録完了メールを印刷した用紙または、別記様式に必要な事項を記載した設備使用願書を提出し、貸出し手続きを行うこと。
- (5) 使用料を現金およびキャッシュレス端末で納付する場合は利用時に使用料を納付し、しがネット受付サービスで納付する場合は利用当日までに試験検査機器使用料電子収納申請手続きを行い、納付を完了させておくこと。

なお、使用単位が1月の機器を利用する場合、初月は利用開始日に、翌月以降は月初

に使用料を納付すること(しがネット受付サービスの場合は要相談)。

- (6) 機器の貸出しおよび返却の手続きは、9時～17時に来庁して行うこと。なお、送付による手続きはできない。

7 転貸の禁止

利用者は、機器を第三者に転貸してはならない。

8 弁償の義務

利用者が故意または重大な過失により機器のき損等をしたときは、原状に回復し、または修理等の費用を負担しなければならない。

なお、生じた修繕費等は、県に対して請求できない。

9 還付

一度納付された使用料は、原則、還付しない。ただし、利用者の責任によらないことが明らかな場合は、この限りでない。

10 その他

- (1) 機器の欠陥等により正常に作動しない場合は、センターと利用者の協議により、使用料の還付または利用日を変更して貸出しする。
- (2) 試験検査に必要な器具、試薬等（機器に付属するものを除く。）は、利用者が用意すること。
- (3) この規程に定めのない事項については、必要に応じ薬務課長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和2年2月25日から適用する。

附則

この規程は、令和2年10月20日から適用する。

附則

この規程は、令和6年2月15日から適用する。

附則

この規程は、令和6年11月11日から適用する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から適用する。

別表(貸出機器一覧)

種類	試験検査機器類の名称	使用 単位	使用料 (税込金額)
化学分析 機器	ガスクロマトグラフ(FID) ※要承認	1 日	2,630 円
	高速液体クロマトグラフ ※要承認	1 日	2,630 円
	紫外可視分光光度計 ※要承認	1 日	2,630 円
	溶出試験器 ※要承認	1 日	2,630 円
	全有機体炭素計(TOC 計)	1 日	2,630 円
	電気マッフル炉	1 日	2,630 円
	光安定性試験装置	1 日	2,630 円
	分光光度計校正用光学フィルター(6 種類)	1 日	1,140 円
物性・ 物理量 測定機器	超小型記憶式温度・圧力測定システム	1 日	2,630 円
	超小型記憶式温度測定システム	1 日	2,630 円
	3D デジタルファインスコープ(デジタル顕微鏡)	1 日	2,630 円
微生物 検査機器	安全キャビネット ※要承認	1 日	2,630 円
	クリーンベンチ ※要承認	1 日	2,630 円
	インキュベーター(低温恒温培養器)	1 日	1,140 円
	超低温槽	1 月	6,000 円
環境測定 機器	エアースAMPLER	1 日	2,630 円
	風速計	1 日	1,140 円
	微粒子自動計測器(パーティクルカウンター)	1 日	2,630 円

別記様式

設備使用願書

令和 年 月 日

滋賀県健康医療福祉部薬務課長

会社住所

会社名称

担当者氏名

下記のとおり設備機器の使用をお願いします。

なお、設備機器の使用にあたって、「滋賀県薬業技術振興センター試験検査機器貸出規程」を遵守します。

記

【使用機器・回数（日数）・料金】

	機器名称	回数(日数)	単価	使用料金(円)
	超小型記憶式温度・圧力測定システム		¥2, 630	
	超小型記憶式温度測定システム		¥2, 630	
	全有機体炭素計(TOC 計)		¥2, 630	
	微粒子自動測定器 (パーティクルカウンター)		¥2, 630	
	エアーサンプラー		¥2, 630	
	光安定性試験装置		¥2, 630	
	その他 ()			

【使用年月日】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

【使用場所】

- ☐ 滋賀県薬業技術振興センター
- ☐ その他 ()

※センター記載欄

決 裁	出納員	合 議	担 当	使用料	円
				受領 NO.	⑩